

横手市特別養護老人ホーム 鶴寿苑 サービス利用料金

◆施設(多床室/従来型個室)

負担割合2割

平成29年4月1日～

要介護度	保険給付対象分 (2割負担)				利用者負担/日額
	介護費	日常生活継続支援	看護体制 I	栄養マネジメント	
要介護1	1,094	72	12	28	1206
要介護2	1,228				1340
要介護3	1,364				1476
要介護4	1,498				1610
要介護5	1,628				1740

単位:円

食費単価(日額)	朝食	380	居住費(日額)		基準費用額
	昼食	500	多床室	従来型個室	※H27年8月より、室料相当の負担を求める基準額の見直し(+470円)となりました。
	夕食	500	840	1150	

利用者負担段階	給付対象外(利用者負担段階と負担限度額)			
	対象者	居住費(日額)		食費(日額)
		多床室	個室	
第1段階	・世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で 老齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護等受給されている方	0	320	300
第2段階	・世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で 合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方	370	420	390
第3段階	・世帯全員が地区町村民税を課税されていない方で上記第2段階以外の方		820	650
第4段階	・上記以外の方	負担限度額なし		

※1ヵ月の保険給付対象分合計に60/1000を乗じた額が、「介護職員処遇改善加算(II)」として加算されます。	
※その他、以下の加算が状況に応じて加算されます。	
初期加算:1日あたり30円	入居者が新規に入所及び1ヶ月以上の入院後再び入所した場合加算。30日を限度。
入院・外泊時加算:1日あたり246円	入居者が入院及び外泊した場合6日を限度として加算。
看取り介護加算:死亡日以前4～30日 1日144円、死亡日の前日・前々日 1日680円、死亡日 1日1,280円	医師が終末期にあると判断した入居者について、医師・看護職員・介護職員が共同して看取りの介護を行った場合に加算※30日を上限。退所日の翌日から死亡日までの間は算定しない。入院・外泊等中は含まないが、死亡日より30日以内であれば入院・外泊等以前も算定を行う。
療養食加算:1日あたり23円	医師の指示に基づく療養食を提供した場合に加算
経口移行加算:1日あたり28単位	経管栄養により食事を摂られる入居者が経口摂取を進める為に、医師の指示に基づく栄養管理を行う場合。※180日を限度とする。
経口維持加算 I・II:1日あたり28単位、5単位	医師の診断により、経口で食事を摂取できるものの摂食障害のため、誤嚥が認められるとされた入居者に経口維持計画を作成して特別な管理を行う場合。※原則180日まで。診断に必要な検査によって、IもしくはIIとなる。

※例えば、あなた様をご利用した際の1日あたりの目安の料金は、次のようになりなす。

①保険給付対象分	+	②食費	③居住費	計	1日あたり目安
要介護度による額と加算の額		利用者負担段階による額	利用者負担段階による額		①②③を合わせた額

※①については、介護保険被保険者証、介護保険負担割合証の記載内容をもとに算定させていただきます。

※②、③については、介護保険負担限度額認定制度の適用を受け、市町村より発行された「認定証」をお持ちの方は記載内容をもとに算定させていただきます。

横手市特別養護老人ホーム 鶴寿苑 サービス利用料金

◆施設(多床室/従来型個室)

負担割合1割

平成29年4月1日～

要介護度	保険給付対象分 (1割負担)				利用者負担/日額
	介護費	日常生活継続支援	看護体制 I	栄養マネジメント	
要介護1	547	36	6	14	603
要介護2	614				670
要介護3	682				738
要介護4	749				805
要介護5	814				870

単位:円

食費単価(日額)	朝食	380	居住費(日額)		基準費用額
	昼食	500	多床室	従来型個室	※H27年8月より、室料相当の負担を求める基準額の見直し(+470円)となりました。
	夕食	500	840	1150	

利用者負担段階	給付対象外(利用者負担段階と負担限度額)			
	対象者	居住費(日額)		食費(日額)
		多床室	個室	
第1段階	・世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で 老齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護等受給されている方	0	320	300
第2段階	・世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で 合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方	370	420	390
第3段階	・世帯全員が地区町村民税を課税されていない方で上記第2段階以外の方		820	650
第4段階	・上記以外の方	負担限度額なし		

※1ヵ月の保険給付対象分合計に60/1000を乗じた額が、「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」として加算されます。	
※その他、以下の加算が状況に応じて加算されます。	
初期加算:1日あたり30円	入居者が新規に入所及び1ヶ月以上の入院後再び入所した場合加算。30日を限度。
入院・外泊時加算:1日あたり246円	入居者が入院及び外泊した場合6日を限度として加算。
看取り介護加算:死亡日以前4～30日 1日144円、死亡日の前日・前々日 1日680円、死亡日 1日1,280円	医師が終末期にあると判断した入居者について、医師・看護職員・介護職員が共同して看取りの介護を行った場合に加算※30日を上限。退所日の翌日から死亡日までの間は算定しない。入院・外泊等中は含まないが、死亡日より30日以内であれば入院・外泊等以前も算定を行う。
療養食加算:1日あたり23円	医師の指示に基づく療養食を提供した場合に加算
経口移行加算:1日あたり28単位	経管栄養により食事を摂られる入居者が経口摂取を進める為に、医師の指示に基づく栄養管理を行う場合。※180日を限度とする。
経口維持加算 I・II:1日あたり28単位、5単位	医師の診断により、経口で食事を摂取できるものの摂食障害のため、誤嚥が認められるとされた入居者に経口維持計画を作成して特別な管理を行う場合。※原則180日まで。診断に必要な検査によって、IもしくはIIとなる。

※例えば、あなた様をご利用した際の1日あたりの目安の料金は、次のようになりなす。

①保険給付対象分	+	②食費	+	③居住費	+	計	1日あたり目安
要介護度による額と加算の額		利用者負担段階による額		利用者負担段階による額		①②③を合わせた額	

※①については、介護保険被保険者証、介護保険負担割合証の記載内容をもとに算定させていただきます。

※②、③については、介護保険負担限度額認定制度の適用を受け、市町村より発行された「認定証」をお持ちの方は記載内容をもとに算定させていただきます。